

中間財表・パーシヤルス・ピンオフ、GM課税関連の基準等、公表

—ASBJ

去る3月18日、企業会計基準委員会が、第522回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。

基準案等の公表議決

前回親委員会（2024年4月1日号（No.1706）情報ダイジェスト参照）に引き続き、図表1の基準案等の審議が行われ、いずれも出席委員全員の賛成で公表議決された（3月22日公表）。

〔図表1〕 公表議決された基準案等

- ・企業会計基準33号「中間財務諸表に関する会計基準」等
(https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2024/2024-0322.html)
- ・改正企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等（パーシヤルスピンオフの会計処理）
(https://www.asb-j.jp/jp/implementation_guidance/y2024/2024-0322.html)
- ・改正実務対応報告44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」
(https://www.asb-j.jp/jp/practical_solution/y2024/2024-0322_01.html)
- ・実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等
(https://www.asb-j.jp/jp/practical_solution/y2024/2024-0322_02.html)

〔図表2〕 個別の移管指針

- ア 移管指針公開草案1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示(案)」
- イ 移管指針公開草案2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針(案)」
- ウ 移管指針公開草案3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針(案)」
- エ 移管指針公開草案5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針(案)」
- オ 移管指針公開草案6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針(案)」
- カ 移管指針公開草案7号「持分法会計に関する実務指針(案)」
- キ 移管指針公開草案8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針(案)」
- ク 移管指針公開草案9号「金融商品会計に関する実務指針(案)」
- ケ 移管指針公開草案10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針(案)」
- コ 移管指針公開草案11号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A(案)」
- サ 移管指針公開草案12号「金融商品会計に関するQ&A(案)」
- シ 移管指針公開草案13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A(案)」
- ス 移管指針公開草案14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A(案)」
- ※ 移管指針公開草案4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針(案)」については、パーシヤルスピンオフの会計処理の開発に伴い、会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」が改正されるため、今回は検討されていない。

JICPA実務指針等の移管プロジェクト

(1) 移管方針の公開草案

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のASBJへの移管に関して、移管指針の適用や個別の移管指針（図表2）を示した移管指針公開草案の文案の検討が行われた。

委員から特段の異論は聞かれず、次回（4月2日開催予定）、公表議決予定。

(2) 継続企業・後発事象に関する実務指針等の移管に係る調査研究

第519回親委員会（2024年3月1日号（No.1703）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」について検討が行われ、これらの開発の方向性について次の事務局案が示され、検討された。

① 継続企業

会計と監査を切り分ける観点から、監査・保証実務委員会報告74号「継続企業の前提に関する開示について」の内容のうち、会計に関する指針に相当する記載は表現を変えて引き継ぐ等の

方向での開発を行う。

② 後発事象

定義について、後発事象の発生日の基準に「財務諸表の公表承認日」を取り入れる。金商法上の財務諸表における修正後発事象の取扱いについては、現行の取扱いを引き継いで開

示後発事象に準じて取り扱う。

*

委員からは、「この調査研究を公表するにあたっては、その位置づけの検討を」という意見が聞かれ、事務局から「文書の効力について検討していく」との回答が聞かれた。

SSBJ基準案、公表議決—SSBJ

去る3月21日、SSBJは第33回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第32回（2024年4月1日号（No.1706）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

「国家の安全保障を脅かす可能性のある情報」

オブザーバーである金融庁から、SSBJ基準にて独自に設けることが議論されてきた「国家の安全保障を脅かす可能性のある情報」について、次のような見解が示された。「仮にISSB基準において、『国家の安全保障を脅かす可能性のある情報』の開示を求められる場合が

日本版S1、S2基準につい

あるとすると、それは日本企業のみならず海外の企業にとっても問題になるため、まずは当該情報の開示がISSB基準において求められるのか否かについてISSBに明確化を求めていきたいと考えている。そのうえで仮に『国家の安全保障を脅かす可能性のある情報』の開示が必要となるケースが見込まれる場合、そうした情報開示の必要がないことを金融商品取引法の枠組みでも示していきたい。そのため、『国家の安全保障を脅かす可能性のある情報』を開示しないことを認める定めを公開草案に含める必要はない。委員からは特段異論は聞かれなかった。

SSBJ基準案、公表議決

日本版S1、S2基準につい

て前回までの意見を踏まえた変更点と「国家の安全保障を脅かす可能性のある情報」をセクションごと削除した文案が事務局から示された。
委員からは異論は聞かれず、

監査

四半期レビュー基準、期中レビュー基準に改訂へ—企業会計審議会総会

去る3月12日、金融庁は企業会計審議会総会（会長・徳賀芳弘・京都先端科学大学副学長・京都大学名誉教授）を開催した。審議事項は主に次のとおり。
四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書（案）

- ① 主な改訂内容
 - (1) 名称変更
四半期レビュー基準を「期中レビュー基準」と名称変更する。
 - (2) 期中レビューの目的の改訂
現行の四半期レビュー基準で規定されている適正性に関する結論の表明に加えて、準拠性に関する結論の表明を期中レビュー基準に導入し、特別目的の期中財務諸表に対する結論の表明の位置づけを明確化している。
 - (3) 実施基準の改訂
特別目的の期中財務諸表には

「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」の3つのSSB J基準を構成する文案について、全委員の賛成で公表議決された。

多種多様な期中財務諸表が想定されることから、実施基準において、監査人は特別目的の期中財務諸表の期中レビューを行うにあたり、当該期中財務諸表の作成の基準が受入れ可能かどうかについて十分な検討を行わなければならないこと等を明確化している。

- ④ 報告基準の改訂
適正性に関する結論の表明について特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表の場合を付記するとともに、準拠性に関する結論の表明について規定するなど、期中レビュー報告書において記載すべき事項を明確化している。

なお、不正リスク対応基準は期中レビューには適用されない。また、本改訂を踏まえ、「監査

会計・監査・開示
※来し方行く末

上場企業に対する規制等②—5
金融商品取引法（開示規制）③—
市川 育義
公認会計士

今回は前回「②継続開示」の続きということで、臨時報告書を取り上げる。
年次報告の有価証券報告書や四半期報告の四半期報告書は、毎年一定の時期に開示される法定書類であるが、企業経営に重要な影響を与える事象は、定期的な報告を待つまでもなく、適時に開示することが投資者の投資判断に資するものといえる。

このため、開示制度においては、定期的な報告を補完するものとして、適時性を重視した「臨時報告書」の開示が義務づけられている。

(1) 提出事由
臨時報告書は、期中において生じた決定事実（合併、代表取締役の異動など）や発生日実（訴訟、自然災害など）といった重要なイベントに対応して、適時に該当事項の開示が義務づけられている。

近年の改正で追加された注目すべき提出事由は、次のとおりである。

- ・株主総会における決議
議案ごとに議決権行使の結果を開示する。この場合、決議結果（可決・否決）のみならず、賛成、反対、棄権の得票数等も開示する。
- ・公認会計士の異動
異動の経緯や理由を記載する。異動理由等の記載にあたっては、任期満了といった形式的な理由でなく、実質的な異動理由等を記載することとされており、ガイドラインにおいて実質的な異動理由が例示されている（①連結グループでの監査公認会計士等の統一／②海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等への異動／③監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満／④監査報酬／⑤継続監査期間／⑥監査期間中に直面した困難な状況／⑦会計・監査上の見解相違／⑧会計不祥事の発生／⑨企業環境の変化等による監査リスクの高まり／⑩その他異動事由として重要と考えられるもの）。

なお、取引所においても決定事実や発生日実に対応した適時開示が求められているが、制度開示よりもカバーする範囲は広く、また、業績予測や配当予想の修正もその対象となっている。

(2) 改正事項
さらに、2023年12月に臨時報告書等の記載内容の改正に係る開示府令が公布され、次のローン契約と社債に付される財務上の特約（コベナンツ）に関する事項が新たに提出事由として追加されている（2024年4月1日から施行）。

・財務上の特約の付されたローン契約の締結または社債の発行をした場合（すでに締結している契約やすでに発行している社債に新たに財務上の特約が付される場合も含む）であって、その元本または発行額の総額が連結純資産額の10%以上の場合には、契約の概要（契約の相手方の属性、元本総額および担保の内容等）や財務上の特約の内容に関する事項

・前記の財務上の特約に変更があった場合や財務上の特約に抵触した場合には、財務上の特約の変更内容や抵触事由等に関する事項

なお、有価証券報告書等においても同様の開示が求められている。

に関する品質管理基準」第16の改訂も行われた。

(2) 適用時期

期中レビュー基準および改訂品質管理基準は、原則として2024年6月4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計

法務

公開買付け・大量保有制度等に関する金商法改正案、公表

去る3月15日、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

わが国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化および企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「公開買付け」、「大量保有報告」等に関する制度を整備するもの。

2023年12月25日公表の金融審議会「公開買付け制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告の内容が盛り込まれている。

公開買付け規制

公開買付け制度の対象取引の拡大に関する次の規定が改正される。

期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。

*

本意見書案についての説明に對して、委員からは異論は聞かれず、神田潤一内閣府大臣政務官に提出された。

- (1) 取引の透明性・公正性を確保するため、市場内取引（立会内）も「3分の1ルール」の適用対象にする。
- (2) 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、議決権の「3分の1」から「30%」に引き下げる。

大量保有報告制度
大量保有報告制度における

会計

リースに関する結合分離適用指針の改正、検討

去る3月13日、企業会計基準

委員会第145回リース会計専門委員会を開催した。

「共同保有者」の範囲の明確化等、次の改正が行われる。

- (1) 複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない（配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定）限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化する。
- (2) 現金による決済が予定されているデリバティブ取引のうち、一定の要件を満たすものを大量保有報告書の提出義務の対象とする。

その他
その他、資産運用の高度化・多様化の施策として、投資運用業者の参入促進、非上場有価証券の流通活性化等が盛り込まれている。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和6年1-3月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,199社
回答企業数 10,965社
回収率 77.2%

●貴社の景況
令和6年1-3月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲0.0%ポイントとなり、令和5年1-3月期以来4期ぶりの「下降」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超となりましたが、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は令和6年4-6月期に「上昇」超に転じる見通しとなり、中堅企業は引き続き「上昇」超で推移する見通しとなっております。中小企業は令和6年7-9月期に「上昇」超に転じる見通しとなっております。

●国内の景況
令和6年1-3月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は8.0%ポイントとなり、令和5年4-6月期以降4期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっております。中小企業は令和6年4月-6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっております。

雇用
令和6年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は28.3%ポイントとなり、平成23年9月末以降51期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっております。

売上高
令和5年度は、2.6%の増収見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益
令和5年度は、3.3%の増益見込みとなっています。業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっています。

設備投資
令和5年度は、9.3%の増加見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

		貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位：%ポイント)			
		令和5年10-12月 前回調査	令和6年1-3月 現状判断	令和6年4-6月 見通し	令和6年7-9月 見通し
大企業	全産業	4.8	▲0.0	2.9	5.9
	製造業	5.7	▲6.7	1.4	7.5
	非製造業	4.4	3.2	3.6	5.2
中堅企業	全産業	6.8	0.2	5.0	7.8
	製造業	4.4	▲9.2	9.1	11.2
	非製造業	7.5	2.8	3.9	6.9
中小企業	全産業	▲3.7	▲13.6	▲3.0	0.3
	製造業	▲10.1	▲22.1	▲6.8	▲2.1
	非製造業	▲2.5	▲12.0	▲2.3	0.8

		国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位：%ポイント)			
		令和5年10-12月 前回調査	令和6年1-3月 現状判断	令和6年4-6月 見通し	令和6年7-9月 見通し
大企業	全産業	7.4	8.0	7.4	5.8
	製造業	5.0	1.9	4.7	5.3
	非製造業	8.5	10.9	8.7	6.0
中堅企業	全産業	5.2	6.8	8.8	7.9
	製造業	4.2	1.5	10.0	9.3
	非製造業	5.4	8.2	8.4	7.5
中小企業	全産業	▲5.8	▲4.9	0.8	1.8
	製造業	▲12.4	▲14.9	▲2.4	▲0.5
	非製造業	▲4.5	▲3.0	1.3	2.3

られたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

結合分適用指針の改正案に関する検討

(1) 企業結合におけるリースの識別

公開草案に対して、「使用権資産およびリース負債の認識、測定に関する簡便的な取扱いが適用できる旨の定めを追加することの要否」の検討を要望するコメントが寄せられていた。

事務局は「本公開草案は国際的な会計基準との整合性を図る目的があり、IFRS 3号『企業結合』と同様の定めを取り入れる」としたうえで、IFRS 3号28B項で使用権資産について、基本的にはリース負債と同額で測定することを求めている一方、リースに市場の条件と異なる条件がある場合にはリース負債の測定額から調整すること求めている点につき、次の2案を示した。

市場の条件と異なる場合の調整については次のいずれかの取扱いとする。
(案A) リースが市場の条件と異なる場合には、使用権資産の額を調整する (IFRS 3号)

(案B) リースが市場の条件と異なる場合の定めを取り入れない

専門委員は「あえてIFRSとの基準差を設ける必要がない」などの理由から、案Aを支持する意見が多く聞かれた。

また、3月14日開催の第114回企業結合専門委員会でも同テーマについて審議され、同様の理由から案Aが支持された。

3月18日開催の第522回親委員会でも審議されたが、委員からは、案A、案Bとも支持する意見が聞かれた。

(2) 経過措置

原則的な取扱いとして企業結合取引を過去のすべての期間に遡及適用する場合、過去に実施したすべての企業結合取引の取得原価の配分を見直すこととなる。前記(1)に関する遡及適用に伴う実務上の負担への対応として、次の追加的な経過措置を設ける事務局案が示された。

① 企業結合日に識別可能資産および負債とされていたリースについては、企業結合日において従前の取扱いに従って算定したリース資産およびリース債務等の金額と同額で

会計処理する。

② 前記(1)案Aを採用する場合には、市場の条件と異なる場合の調整を免除する。

専門委員から異論は出なかった。第114回企業結合専門委員会および第522回親委員会でも異論は聞かれなかった。

貸手のリース期間・リース料

(1) 貸手のリース期間の選択適用

第138回専門委員会にて、貸手のリース期間もIFRS 16号と整合的な取扱いにすべきという意見が聞かれていたため、事務局は例外的な取扱いとして、IFRS 16号と整合的にする旨を提案していたが、例外的な取扱いとすることに異論が出たため、次の事務局案を提案した。

リースを構成する部分としない部分への定めと同様に、次の2つの期間を貸手のリース期間として条件なく会計方針の選択として認める。

① 貸手のリース期間を、借手のリース期間と同様に決定する。

② 貸手のリース期間を、解約不能期間に再リース期間を加えた期間として決定する。

経理用語の豆知識



同一環境下で行われた同一の性質の取引等

親子会社間の会計処理の統一について、同一の環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一する、とされている。その手順は、①同一環境下で行われた同一の性質の取引等の識別、②企業集団としての会計処理の選択と統一、③個別財務諸表段階での会計処理の統一、④会計方針の変更の取扱い、となる。

①については、営業目的に直接関連する取引については、事業セグメントの単位または事業セグメント内における製造・販売等の機能別単位その他の適当なグループごとに判断することになる。営業目的に直接関連しない取引については、それぞれの取引目的等ごとに判断する。②については、会計処理の統一にあたって、子会社の会計処理を親会社の会計処理に合わせる場合のほか、親会社の会計処理を子会社の会計処理に合わせる場合も考えられることに留意する。

専門委員からは賛意が聞かれた。第522回親委員会でも特段の異論は聞かれなかった。

「えた期間」を企業が選択する場合、オペレーティング・リースに該当する不動産賃借では解約不能期間で無料部分が配分され、リースの経済実態を示さない可能性がある。この点に関し、事務局は、オペレーティング・リースに関する会計処理について、次の修正案を示した。

(2) フリーレント等の配分に係る会計処理

第140回専門委員会にて、貸手のリース料には「指数又はレートに応じて決まる変動リース料」が含まれないことを明記する提案を行った。

これに対してフリーレントの会計処理に関して聞かれた次の懸念点につき、事務局で再検討を行い修正案が示された。

まず、貸手のリース期間を「解約不能期間に再リース期間を加

ただし、貸手が借手のリース期間について本会計基準案第30項(2)を適用して決定する場合に当該貸手のリース期間に無料賃借期間が含まれるときは、貸手は、当該貸手のリース料につい

て契約期間にわたり計上する。

次に、前記の「指数又はレート」に依じて決まる変動リース料」は貸手のリース料には含まれないという記載を行うと、本会計基準案が企業会計基準適用指針16号の取扱いを踏襲しているにもかかわらず、現行の取扱いと整合しないおそれがある。

国際会計

企業結合、減損に関する改訂案、公表—IASB

この点に関して、賃料改定条項が付されているリース料は、貸手のリース料に含まれることを結論の背景に追記する案が示された。

専門委員からは特段反論は聞かれなかった。第522回親委員会でも審議され、委員から、特段異論は聞かれなかった。

去る3月14日、IASBは、「企業結合—開示、のれん、及び減損—IFRS3号およびIAS36号の改訂案」(Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment, Proposed amendments to IFRS 3 and IAS 36) (以下、「本公開草案」という)を公表し、企業結合およびのれんの減損テストに関する国際財務報告基準の改正についての意見募集を開始した。

IFRS3号の改訂

本公開草案は、IFRS3号「企業結合」について次の改訂を提案している。

- 企業結合について開示される情報を改善するために、企業結合の重要度に応じて、追加的な情報の開示を求める。
- 重要な取得 (material acquisition) について、取得時における戦略的合理性および予想されるシナジーの金額・存続期間などの開示を求める。
- 定性的または定量的観点から戦略的な取得 (strategic acquisition) とされた取得については、前記に加えて、取得時点における主要な目標および指標、ならびに、取得後の業績についての開

示を求める。ここで、「戦略的な取得」とは、新しい主要事業または地理的拠点の取得という性格を有するか、取得される企業の収益、営業利益、または資産が取得企業の10%を超える量的影響のある買収を指すとされる。

● シナジーの情報など開示が求められる情報の一部は、開示により取得の目的が損なわれる場合には、開示が免除される。開示の免除が可能となる規準については、指針が新設される。

IAS36号の改訂

加えて、本公開草案は、IAS36号「資産の減損」について次の改訂を提案している。

- のれんの資金生成単位 (cash-generating unit) への配分方法を明確化する。
- 使用価値 (value in use) の計算についての指針を改定し、将来のリストラクチャリングや資産の改善等をキャッシュ・フローに反映することへの制限を廃止する。また、キャッシュ・フローおよび割引率を税引前のものとする制限を廃止する。

・ のれんを含む資金生成単位(またはそのグループ)が属している報告セグメントの開示を求める。

*

なお、すでにIASBの決定として公表されているとおり、

本公開草案ではのれんの期間償却の再導入は提案されていない。
「コメント期限等」
本公開草案のコメント期限は2024年7月15日となっている。

通例どおり、適用開示事業年度は提案されていない。

国際会計

株式報酬に関するASU、公表—FASB

去る3月21日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2024-01「報酬—株式報酬(トピック718) — 利益持分および類似の報酬の適用範囲」を公表した。

(capital interests) とは区分されている。

現行では、「報酬—株式報酬(トピック718)」と「報酬—全体(トピック710)」のいずれかの会計処理が行われており、多様な実務が存在している。そのため、関係者は、トピック718の適用範囲を明確にするために、トピック718への設例の追加を求めている。

報酬を企業の業績に整合させ、企業の将来の利益および/または株価の上昇に関与する機会を提供するために、従業員または他のサービスマスターに「利益持分報酬と類似の報酬 (profits interest and similar awards)」を提供している企業がある。

利益持分の定義はGAAPにはないが、既存の純資産に関する権利を有しないことから、保有者がパートナーシップまたは類似の主体の既存の純資産に対する権利を有する資本持分

早期適用は認められる。

ASUは、「遡及適用」と「将来に向かって適用」のいずれかにより、2024年12月16日以降開始する年度から適用され、

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年 3月19日	財務報告内部統制監査基準報告書1号 「財務報告に係る内部統制の監査」の改正(公開草案)	JICPA	2022年10月公表の改正倫理規則において、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity: PIE)である場合、報酬関連情報の開示が、要求事項として新設された。これを受けた、監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正の公表に伴い、所要の見直しを行ったもの。内部統制監査の対象となる企業のほとんどはPIEであると考えられることから、本報告書の「付録3 一体型内部統制監査報告書の文例」について、報酬関連情報の記載例が追加されている。コメント期限は4月3日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240319cbd.html	—

金融

日米金融政策からみる金利差縮小の可能性

日銀は3月19日、金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除を決めた。これは日銀当座預金の一部に適用していたマイナスの付利金利を止め、0・1%を適用するもの。同時に、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みも終了する。これには2つの意味がある。1つは、日銀当座預金のマイナス金利とあわせて行ってきた、10年物国債の利回りを一定水準に操作する、イールドカーブ・コントロールの終了である。もう1つは、ETF、J-REIT、EITといったリスク資産の新規買入れを終了し、同じリスク資産でも、CP（コマーシャル・ペーパー）や社債について買入れ額を段階的に減額して、1年後をめどに買入れを終了するもの。長期国債については、これまでの買入れ額を維持するものの、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどの手段は保持するため、今後は新たに短期の政策金利となる無担保コール翌日物（今後は0・0・

1%がターゲット）とあわせて、長期国債に対する市場オペが市場の注目材料となる。植田総裁の発言内容から、異次元の金融緩和策と利上げ政策は区別して考え、政策金利の操作や国債の市場での売買といった、従来の金融政策以外の政策を終了させることが今回の趣旨だったようだ。それを前提に、当面は現状維持が続くだろう。一方、米連邦公開市場委員会（FOMC）も翌日3月20日に経済見通しを発表したが、2024年末のFFレイトは4・50〜4・75%が最も多い参加者の予想水準で、GDP成長率見通しが上方修正されたにもかかわらず、前回12月と同水準だった。株価水準と合わせても、0・25%ポイントが1回の利上げ幅とすると、年3回の利下げとなる年末水準を変えないのは合理的な説得性がない。こうした日米当局の動きから、2国間の金利差縮小は当面織り込みにくく、為替相場も円高・ドル安が進みにくい状況となっている。

証券

個人が積極的な株式投資へ動き出した

日経平均が史上最高値を更新して1カ月が経った。更新後、4万円台に突入したが、3月4日をピークに反落、同13日には38,695円まで下落したが、すぐに反発し、同19日以降4万円台を固めつつある。こうした推移をみると、マーケットの先高期待は強まってきたように思われる。年初からの株価上昇テンポがあまりにも早かったため、最高値更新直後は先行き判断に迷いがあつたようだが、次第に投資家の投資行動が活発化してきたからである。特に個人の株式買越しが目立ってきた。

2月の最高値更新は海外投資家と証券会社自己の買越しによるところが大きかった。マーケットの投資行動の象徴である個人はなお売越し姿勢を保っていた。ところが、3月第1週、第2週と個人は買越しに転じた。この時期、海外投資家は買越し幅縮小から売越しへ転じていた。個人は日経平均が調整から反転し、4万円台を回復するきっかけを作ったといえる。3月第2週は、日本銀行が18日からの金融政策決定会合でマイナス金利政策を解除し、円高、株安になるのではという観測が浮上していた。3月19日、日銀はマイナス金利解除を正式に決定したが、マーケットの反応は、円安・株高と、やや意外感のあるものだった。これには同じ時期に開かれたFOMC（米連邦公開市場委員会）で、米金利の現状維持、今年の利下げ予定を3回へ改めることが決定され、米市場が株価上昇、ドル上昇で応えたことが影響している。米市場はFRB（米連邦準備制度理事会）が利上げを予感させるような姿勢をみせるのではないかと警戒していたが、現状維持となり、日米ともに当面する関門を株高という結果を出してパスした。今後も日米ともに定期的な金融政策会議という関門が控えている。日本の個人はどこまで積極的な株式投資を持統できるか、今後の最大の注目点である。